

令和4年度白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金チェックリスト ※令和4年5月23日（月）から受付開始

	必要書類	チェック欄	確認事項
(1)	事業内訳書（様式第1号の1）		着工日を確認※令和4年度（令和4年4月1日以降かどうか）
(2)	補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書等の写し		
(3)	補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し又は工事完了引渡証明書等の写し		
(4)	補助対象設備の設置図面（窓の断熱改修においては、平面図、立面図。電気自動車を除く。）		【電気自動車】⇒不要
(5)	補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車にあつては、保管場所において撮影した写真。）		
(6)	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類		【電気自動車】⇒不要
(7)	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ等）の写し		
(8)	住民票の写し		発効から3か月以内のもの
(9)	白井市税の納税証明書（ただし、申請書により市税の納付状況について市長が確認することに同意した場合は不要）		申請書（様式第1項）に同意があれば不要
(9)	補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、売電明細書の写し又は接続契約の案内の写し、もしくは太陽光発電設備の設置状況・製造者名・型番等が確認できる写真		【定置用リチウムイオン蓄電システム】の場合
(10)	補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、以下のいずれかの書類		【窓の断熱改修】の場合
	・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）の写し又は納税通知書		課税台帳には、1月1日時点で建築済みの住宅が記載されるため、設置工事着工日の前年までに台帳に記載されていれば既存住宅であることの証拠書類とすることができます。
	・検査済証（又は建築台帳記載事項証明書）		検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること。なお、都市計画区域外に建築された建物で、建築確認申請の義務がなく、検査済証が発行されていない場合は、住宅供給公社が発行する住宅の工事完了引き渡し証明書で代替することもできます。
	・写真		建築工事が完了していること（足場が取れていること）、窓の断熱改修の工事が行われていないことが確認できること。
(11)	補助対象設備が電気自動車の場合は、次の書類の写し		【電気自動車】の場合
ア	売電明細書の写し又は接続契約の案内の写し、もしくは太陽光発電設備の設置状況・製造者名・型番等が確認できる写真		
イ	自動車検査証の写し		
ウ	別表3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備の保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真とする。		
エ	ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し		
(12)	補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、次の書類の写し		【V2H充放電設備】の場合
ア	売電明細書の写し又は接続契約の案内の写し、もしくは太陽光発電設備の設置状況・製造者名・型番等が確認できる写真		
イ	自動車検査証の写し		
(13)	その他市長が必要と認める書類		特段なければ不要

書類審査後の流れ

1	申請書類を確認後、その場で「型番」を検索→補助対象かどうか確認します。		
2	市税の納付状況について市長が確認することに同意されている場合は、市収税課に市税の納付状況を確認する。		

受領後、決裁作成→補助金支給となる
 ※補助金支給は、受領後の約2～3週間後